

気象警報発表、地震・津波等発生時の措置について（改訂版）

令和 8 年 5 月
和歌山市立雑賀小学校

（登校前）臨時休業となる場合 （※警戒レベル3以上はすべて含む）

発表地域	警報や地震の状況	措置
和歌山市 または 和歌山市を含む地域	レベル3大雨警報※ レベル3土砂災害警報※ 暴風（大雪）警報	自宅待機 午前9時までに解除されない場合は、臨時休業
	震度5弱以上の地震 津波警報 大津波警報	臨時休業

・午前9時までに、レベル3大雨警報、レベル3土砂災害警報、暴風（大雪）警報が解除された場合は、以下の措置をとります。

・午前7時30分までに解除された場合

通常通り登校し、午前中普通授業を行います。給食はありません。児童は12時下校です。

・午前9時までの間に解除された場合

警報解除時刻より1時間後に、午前中の授業を行います。給食はありません。児童は12時下校です。

*洪水警報や注意報等の場合は、通学路の安全を確認して登校させてください。ただし、警報等が出されていなくても危険が予想されるとき（川の増水、道路の冠水等及び地震時の家屋の倒壊等）は、保護者の判断で登校を見合わせてください。子どもが川辺に近寄らないよう注意してください。

（登校後）児童が学校にいる時に警報発表・地震発生の場合

（※警戒レベル3以上はすべて含む）

発表地域	警報や地震の状況	措置
和歌山市 または 和歌山市を含む地域	レベル3大雨警報※ レベル3土砂災害警報※ 暴風（大雪）警報 （警報が発表されることが確実と思われる時を含む）	○差し迫った危険が予想されない時は一斉下校 ●下校させることが、より危険を増すと考える時は、学校で待機 ●特別警報が発表された場合は、学校で待機 （警報が出ていなくても、風雨が強い場合は下校時刻を少し遅らせることがあります。）
	震度5弱以上の地震 津波警報 大津波警報	●津波の心配がない場合は運動場等安全な場所に避難して待機 ●津波警報等が発表された場合（津波等の危険が予測される場合）は、校舎3階に避難して待機

○一斉下校時、お留守等でお家の方が児童の安全を確保できない場合、その際の対応についてお伺いする調査を別紙にて実施いたします。

●学校で待機となっている場合は、保護者に児童を引き渡す準備ができ次第、「LINE スクール連絡帳」で連絡します。できるだけ早くお迎えをお願いします。（連絡があつてからのお迎えをお願いします）

△自動車でのお迎えは絶対に行わないでください。

給食について

・朝6時の時点でレベル3大雨警報やレベル3土砂災害警報、暴風（大雪）警報が発表されている場合、その日の給食は止めます。

その後、警報が解除され、登校した場合も給食はありません。12時下校となります。

・台風の接近状況等により、前日の午後5時から午後8時の時点で「明日の給食を中止する」と判断する場合があります。その場合「LINE スクール連絡帳」で連絡します。

お願い

・学校への問い合わせの電話は、状況の把握や関係機関との連絡の支障となりますので、ご遠慮ください。

*避難勧告、避難指示により学校が避難所になっている場合は、**臨時休業**とします。